

建築行政共用データベースシステムご利用の
特定行政庁 御中
指定確認検査機関 御中
指定構造計算適合性判定機関 御中
建築士法関係機関 御中

一般財団法人建築行政情報センター

建築行政共用データベースシステムに関する令和4年度の予算措置について（ご案内）

【要旨】令和4年度に向けて次の予算措置等をご検討ください。

- 1 共用DB利用料は、原則として令和3年度と同額です。
- 2 出張旅費・業務委託費等（共用DBに関する操作説明会、事務所移転に伴う専用回線移設等）を必要に応じて見込んでください。
- 3 特に指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関、建築士法関係機関にあっては、事務所移転の場合、回線移設のために相当の工期を見込んで早めにご連絡ください。

日頃より、当財団の事業にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、建築行政共用データベースシステム（以下「共用DB」という。）に係る令和4年度の予算措置等につきまして、下記のとおりご案内申し上げます。

共用DB利用料についての明細を添えたお見積りにつきましては、8月に当財団より電子メール等でお送りする予定です。なお、このお知らせは、既にお見積りをお送りした団体様にも念のためお送りしております。

記

1 共用DB利用料【全機関】（【 】内は対象機関。以下同様。）

令和4年度の共用DB利用料については、原則として※¹令和3年度と同額※²の予算措置をお願いします。

令和4年度に予定していた利用料見直しは見送り、令和4年度から6年度までの利用料金額については、現在の利用料金額を据え置くこととしました。通知・報告配信システムの無料提供についても併せて延長します。

なお、令和5年度及び同6年度の共用DB利用料についても、原則として※¹令和3年度と同額となります。通知・報告配信システムの利用料については、この間、無料とする措置を延長します。

※1 原則外となる場合の例

- ・年度途中で利用開始した場合（月額利用料を年額に換算した額となります。）
- ・台帳登録閲覧システムを利用の限定特定行政庁が一般特定行政庁に変わる場合

※2 関連資料（<http://www.icba.or.jp/kyoyodb/>よりダウンロード可能です。）

- ・建築行政共用データベースシステム 導入の手引

2 出張旅費・業務委託費等（別紙）

必要に応じ、下記費用の予算措置をお願いします。

- ① 特定行政庁向けに当財団が開催する台帳登録閲覧システム操作説明会参加者に係る出張旅費【ご参加意向のある特定行政庁】
- ② 各位が職員等を対象として実施する台帳登録閲覧システム又は建築士・事務所登録閲覧システム操作説明会への当財団による講師派遣に係る出張旅費【説明会をご計画の全機関】
- ③ サブシステム追加に係る利用料等追加【追加予定の全機関】
- ④ データ移行委託費【データ移行をご予定の特定行政庁】
- ⑤ 事務所移転に伴う専用回線の移設等※³に係る工事委託費【移転をご予定の指定確認検査機関、構造計算適合性判定機関又は建築士法関係機関】

※3 専用回線の移設等には、当財団にご連絡いただいてから3か月、状況によってはそれ以上かかりますので早めのお申し出をお願いします。

3 地図システムに係る契約先の変更【建築行政地図情報システムにゼンリン地図をご利用になっている特定行政庁】

- ① ゼンリン地図利用に係る契約・支払事務の当財団による代行業務については令和3年度をもって終了します。令和4年度以降もゼンリン地図をご利用の場合は、利用される各位にてご対応ください※⁴。
- ② 令和4年度以降の建築行政地図情報システム（以下「地図システム」。）の利用料は、ゼンリン地図利用料金を除いた金額となります。
- ③ 措置が必要な予算額は令和3年度と同額ですが、地図システム本体の利用料とゼンリン地図の利用に係る料金とで発注先（委託先）が分かれることとなります。

※4 ゼンリン地図の契約等の窓口：

株式会社ゼンリンデータコム

IoT事業本部 IoT第二事業部 ご担当 打田様

TEL: 03-6811-5061、E-mail: t_uchida@zenrin-datacom.net

4 共用DB端末を設置している他機関へのご案内【都道府県のうち共用DB端末を建築士会又は建築士事務所協会にも設置している行政庁】

2の⑤に掲げた専用回線の移設等に係る工事委託費については、設置先での予算措置が必要な場合も想定されますので、本通知の内容について設置先の機関にもご案内ください。

5 光回線への切替えに伴う専用回線の更新工事委託費【接続回線の一部にADSLを利用している指定確認検査機関、構造計算適合性判定機関又は建築士法関係機関】

2023年1月末をもってADSLが提供終了となる旨が、NTT等より公表されています。共用DBの継続利用には、光回線への切替えに伴い専用回線の更新工事が必要です。更新工事については、費用と相当の工期を考慮していただき、計画的に対応されることをお勧めします。

お問合せ・お見積り

一般財団法人建築行政情報センター

TEL: 03-5225-7703

E-mail: gr-keiyaku@icba.or.jp

予算措置の際にご留意いただきたい出張旅費・業務委託費等

1 当財団が特定行政庁向けに開催する台帳登録閲覧システム操作説明会参加者に係る出張旅費

日時場所：令和4年4月頃及び10月頃 13:30～16:30 東京・大阪・福岡の
PC付研修室（注）

対 象：特定行政庁（台帳登録閲覧システム未利用でも参加可能。）

内 容：台帳登録閲覧システムの操作実習

参加費：無料

備 考：開催日時・場所等、テキストは、下記サイトにて公開。

<https://www.icba.or.jp/seminar/>

注：集合説明会に代えて配信等による説明会とする場合があります。

2 各位が職員等を対象として実施する台帳登録閲覧システム又は建築士・事務所登録閲覧システム操作説明会への当財団による講師派遣に係る出張旅費等

日時場所：随時開催可能（所要3時間程度・インターネット接続が可能な会議室等が必要。）。

対 象：台帳登録閲覧システム等をご利用各位の職員等 最大定員30名

内 容：台帳登録閲覧システム等操作説明会担当講師の派遣及び説明用資料提供。

費 用：・派遣講師1～2名の出張旅費（講演料、資料提供費用は無料）
・受講者が概ね10名以上の場合、講師2名を派遣。
・旅費の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に準じて東京駅からの会場までの往復運賃として算定。
・会場借上げが必要となる場合、その費用が必要。

3 サブシステム追加に係る利用料等追加

① 台帳登録閲覧システムを追加する場合

- ・確認件数等に応じた利用料*の追加が必要。
- ・既存データを移行する場合は4に掲げるデータ移行委託費の追加も必要。

② 建築行政地図情報システムを追加する場合

行政庁の区分に応じた初期設定費*、利用料*の追加が必要。

③ 法令・大臣認定データベースを追加する場合

8万円（税抜）の追加が必要。

※詳細は下記サイトの導入の手引、利用料算定シートにより確認可能。

<https://www.icba.or.jp/kyoyodb/#a1>

4 データ移行委託費

目 的：台帳登録閲覧システムを追加利用する場合の既存データの投入、紙の建築確認台帳や建築計画概要書等の情報の台帳登録閲覧システムへの投入等

内 容：台帳登録閲覧システム用の「中間ファイル」の投入

費用：投入1回当たり10万円（税抜）
備考：・「中間ファイル」作成は通常、専門業者への委託が必要。
・「中間ファイル」仕様は下記サイトの「台帳登録閲覧システムへのデータ移行関係資料(ZIP)」により確認可能。
<https://www.icba.or.jp/kyoyodb/#a4>

5 専用回線の移設等に係る工事委託費

（指定確認検査機関、構造計算適合性判定機関又は建築士法関係機関）

目的：事務所移転、新設等に伴う、共用DBの専用回線IP-VPNの移設、新設又は増設
内容：共用DB専用のIP-VPN回線に関する現地調査、回線工事及びルータ設置工事
費用：新設の場合、1拠点当たり25万円（税抜）
備考：・回線利用開始までの所要期間は、新築建物への移転等の場合を除き、当財団への連絡から3か月程度、状況によってはそれ以上かかるため早めのお申し出が必要。
・新築建物への移転等の場合、引渡し後から3か月程度、状況によってはそれ以上かかるため早めのお申し出が必要。
・移転先エリアに光回線が来ていない場合は、さらに所要期間が必要。
・新築建物への移転等の場合や、移転等まで3か月未満となってから当財団への連絡をいただいた場合には、共用DBを利用できない期間が発生するため、代替する措置を行っていただく必要。
※IP-VPN工事の概要については導入の手引（下記サイトからダウンロードしたものではp29からp35が該当）で確認可能。
<https://www.icba.or.jp/kyoyodb/#a1>

参考 特定行政庁における通知・報告配信システムによる電子報告導入に当たって

目的：台帳整備のためのデータ入力手間の削減
導入条件：下記いずれかに該当すること
①台帳登録閲覧システムを利用していること
②台帳登録閲覧システム以外のシステム（以下「独自システム」）と通知・報告配信システムが連携していること
備考：・台帳登録閲覧システム利用予算は、前掲3①参照。
・独自システムの連携に係るシステム改修仕様は、下記サイトで確認可能。<https://www.icba.or.jp/kyoyodb/renkeishiyo.html>
・独自システムの改修には、予算措置の検討が必要。
・電子報告導入に当たっての条件等については「電子報告運用の手引」（下記サイトからダウンロード可能。）で確認可能。
<https://www.icba.or.jp/kyoyodb/#TH>